

あざか住民自治協議会

令和4年度総会議案書



白米城キャラクター ハク 白マッスル

開催日時： 令和4年5月14日(土)19時～

開催場所： 阿坂小学校体育館

あざか住民自治協議会総会

目次

1 式次第	・・・P1
2 あざか住民自治協議会基本理念	・・・P2
3 令和3年度あざか住民自治協議会事業報告	・・・P3～9
3 令和3年度あざか住民自治協議会収支決算書及び監査報告書	・・・P10～11
4 あざか住民自治協議会規約改正	・・・P12
5 あざか住民自治協議会組織図	・・・P13
6 令和4年度あざか住民自治協議会役員	・・・P14～15
7 地域・部会・団体選出代議員名簿	・・・P16～18
8 令和4年度あざか住民自治協議会業計画	・・・P19～20
9 令和4年度あざか住民自治協議会収支予算	・・・P21～22
10 あざか住民自治協議会規約(全文記載)	・・・P23～29

あざか住民自治協議会総会 式次第

第一部

1. 開会のことば
2. 会長挨拶
3. 来賓挨拶
4. 来賓紹介
5. 祝電披露

第二部

1. 議長選出
2. 議長挨拶
3. 議事録署名者（2名）、書記の任命
4. 議事
 - 第1号議案 令和3年度あざか住民自治協議会事業報告
 - 第2号議案 令和3年度あざか住民自治協議会収支決算、及び
監査結果報告

 - 第3号議案 あざか住民自治協議会規約改正
 - 第4号議案 令和4年度あざか住民自治協議会組織図
 - 第5号議案 令和4年度あざか住民自治協議会役員
 - 第6号議案 令和4年度あざか住民自治協議会事業計画
 - 第7号議案 令和4年度あざか住民自治協議会収支予算
5. 議長退任
6. 閉会のことば

あざか住民自治協議会 基本理念

『地域力を高め、地域力で進めるまちづくり』

- 1. 地域の声に耳を傾け、自治会運営できるまちづくり**
- 2. 地域の声に耳を傾け、多くの住民が参加できるまちづくり**
- 3. 地域の安全・安心を図り、住みよい環境を造るまちづくり**
- 4. 地域の伝統を継承し、新しいスポーツ文化を創造するまちづくり**
- 5. 地域の福祉向上を図り、健康で明るく、人に優しいまちづくり**
- 6. 地域の活動を内外ともに広報するまちづくり**

第1号議案

令和3年度 あざか住民自治協議会事業報告

(1) 部門別の主な事業

	担当部会	事業内容
1	自治会部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回部会（6/30） 出席者7名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 運動公園の駐車場の陥没修繕について (2) 阿坂構造改善センター建物（壁面塗装）工事について (3) あざか住民自治協議会の連合会について (4) 自治会部会の課題事項検討 ・ 第2回部会（8/5） 出席者8名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 阿坂構造改善センターの建物（LED照明）取り換え工事について (2) 事業見直し専門委員会の進め方について (3) 元気応援事業の進め方について (4) 自治会部会の課題事項検討 ・ 第3回部会（10/7） 出席者7名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 阿坂構造改善センター壁面修繕について (2) 運動公園の防草シート張りについて (3) 事業見直し専門委員会について (4) 令和4年度元気応援事業の募集について (5) 令和3年度地振興費の申請について (6) 自治会部会の課題事項検討 ・ 第4回部会（1/6） 出席者8名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 役員推薦について (2) 住民自治協議会役員の報告 ・ 第5回部会（3/28） 出席者7名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 各役員の選任について (2) あざか住民自治協議会総会について (3) 白米城アンケート・カウンターの維持管理について (4) 阿坂構造改善センターの改修（塗装工事）について
2	生活環境部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回部会（6/30） 出席者12名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 部会開催通知書、書類等の配布方法について (2) 生活環境部会の事業計画と予算 (3) 防犯灯、花いっぱい活動の取り組みについて ・ 第2回部会（8/5） 出席者8名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境保全看板更新について ・ 第3回部会（12/9） 出席者10名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和3年度防犯灯、花いっぱい活動の補助金について

	担当部会	事業内容
2	生活環境部会	(2) 環境保全看板設置について (3) 令和4年度の事業計画について ・防犯灯の新設・修繕（各自治会にて実施） ・環境保全看板の更新（農免道路表示板の製作と設置） ・花いっぱい活動（2/26） 参加者 11名 阿坂地区市民センター敷地での防草シート張り
3	防災防犯部会	・第1回部会（6/19） 出席者 21名 (1) 地区別個人自己紹介 (2) 防災防犯部会の役割編成について (3) 部会運営編成について (4) 令和3年度年間計画と予算について ・第2回部会 班別会議 防災班（7/3） 出席者 6名 (1) 令和3年度防災班の役員選出 (2) 令和2年度防災班の事業実績について (3) 令和3年度防災班事業計画について (4) あざか地区防災計画の策定について 防犯班（7/17） 出席者 8名 (1) 令和3年度防犯班の役員選出 (2) 令和3年度防犯班の事業計画について (3) 令和3年度特別事業計画について 交通安全班（7/31） 出席者 7名 (1) 令和3年度交通安全の役員選出 (2) 令和3年度交通安全班の事業計画について ・第3回部会（10/9） 出席者 17名 (1) 交通安全班の行事 交通安全啓発パレードについて (2) 防犯班の行事 松阪市の出前講座を活用した講習会について ・第4回部会（11/20） 出席者 9名 (1) 交通安全班の行事 阿坂地区交通安全啓発活動について ・第5回部会・交通安全協会阿坂支部との合同会議（11/27） 出席者 12名 (1) 阿坂地区交通安全啓発活動パレードについて ・防犯講習会 松阪市出前教室実施（場所：阿坂構造改善センター）

	担当部会	事業内容
3	防災防犯部会	<p>日時：10月22日（金）13:30～15:00 参加者 24名 内容：安全・安心なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿坂地区交通安全啓発パレード実施 （場所：阿坂地区市民センター駐車場及び阿坂構造改善センター） 日時：12月4日（土）9:00～10:30 参加者 92名 ・防災講習会 松阪市出前教室の実施（場所：阿坂構造改善センター） 日時：12月4日（土）13:30～15:00 参加者 27名 内容：自分たちで行う防災（自助、共助、公助のあり方） ・交通安全パトロールの実施（交通安全週間等） ・カーブミラー点検と清掃の実施（各地区別）10月～11月
4	公民館部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回部会（6/11） 出席者 36名 (1) 自己紹介、年間事業計画と予算について (2) 各業務分担について ・第2回部会（7/29） 出席者 33名 (1) 今後における事業計画について ・第3回部会（クラブ代表者会議）（2/4） 出席者 19名 (1) 次年度への行事の取り組みについて ・夏祭の代わりに、ベルファームお買物券を各世帯に配付（9月） 配付枚数 508枚 → 使用枚数 418枚（使用率82.3%） ・文化講演会の実施（場所：阿坂構造改善センター） 日時：1月20日（木）13:30～15:00 参加者 17名 テーマ：祇園祭りのルーツを探る 講師：門 暉代司さん ・いきがい学級の実施（場所：阿坂構造改善センター） 日時：10月28日（木）13:30～15:00 参加者 29名 テーマ：シニア世代の健康づくり 日時：11月11日（木）13:30～15:00 参加者 23名 テーマ：すてきに年をとる植物とこれからの社会 日時：12月9日（木）13:30～15:00 参加者 29名 テーマ：高齢者の健康管理について
5	福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回部会（6/26） 出席者 26名 (1) 事業予算と事業計画内容説明 (2) 選任者の取り決め ・敬老会の実施（10/16） 対象者 390名 対象者全員に、お饅頭、記念品に子どもたちの作文集を添えて配付

	担当部会	事業内容
5	福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅老会の実施 (11/13 大阿坂、11/30 美濃田) ・ 食事サービスの実施(2/26) (対象者 147名) 配食希望者 108名の方に、お弁当と子どもたちのメッセージカードを添えて配付 ・ 野菜づくり体験 (5月～12月) 阿坂小学校児童の「食育」の一環として野菜づくり体験を実施 さつまいも定植(5/25) 大根の種まき(10/8) さつまいも収穫 (11/2) 大根の間引き(11/2) 大根・かぶの収穫 (12/20)
6	広報部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回部会 (6/26) 出席者 6名 (1) 自己紹介および名簿の確認、書記選出、 (2) 元気応援事業の専門委員選出 (3) 事業活動計画内容説明 (4) 広報紙の発行月と担当者の選出 ・ 第2回部会 (8/7) 出席者 6名 (1) 広報原稿の作り方 (2) 広報紙 32号編集会議 ・ 第3回部会 (10/23) 出席者 4名 (1) 住民協議会事業報告 (2) 広報紙発行について、行事と担当選出 ・ 第4回部会 (12/11) 出席者 4名 (1) 広報紙 33号(新年号)編集会議 ・ 広報紙「あざか」第32号(9月)、第33号(1月)、第34号(4月)の発行
7	地域の 元気応援事業 特別部会	<p>『白米城の魅力アップ作戦』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回特別部会 (8/19) 出席者 25名 (1) 全体組織について、プレゼン内容の確認 (2) 元気応援事業内容検討項目について、予算 (3) 実施項目別班編成について ・ 第2回特別部会 班別会議 (9/13) 出席者 9名 (1) アイデア目安箱の設置について ・ 第2回特別部会 班別会議 (9/14) 出席者 10名 (1) 来客者数カウンターの設置について ・ 第2回特別部会 班別会議 (9/15) 出席者 11名

	担当部会	事業内容
7	地域の 元気応援事業 特別部会	<p>(1) マスコットキャラクターの作成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回特別部会 班別会議 (9/16) 出席者 10名 <ul style="list-style-type: none"> (1) スポンサー賞の活用について (2) 双眼鏡・ドローンの機種選択について ・第3回特別部会 (10/14) 出席者 28名 <ul style="list-style-type: none"> (1) アイデア目安箱の設置について 設置場所：白米城駐車場 意見書の様式・回収方法・集約 (2) 来客者数カウンターの設置について 設置場所：浄眼寺登山口 カウント数の回収方法・集約 (3) マスコットキャラクターの作成について 白米城キャラクターデザイン募集様式 募集期間：10月1日～10月31日 最優秀賞、参加賞について (4) スポンサー賞の活用について 双眼鏡：手振れ補正・ビデオ付き、高倍率 ドローン：コンボ手配について ・第4回特別部会 (11/11) 出席者 22名 <ul style="list-style-type: none"> (1) アイデア目安箱の設置 (11/1、11/4) 意見書の設置 (11/19) (2) 来客者数カウンターの設置 (11/1) カウント数の確認：特別部会長、集計：事務局 (3) 白米城キャラクターの作成について デザイン応募数 57点 キャラクターデザイン選考会の実施 (11/2) 最優秀作品賞 1点 (図書券 3,000円)、 参加賞 (図書券 500円) 手書きキャラクターデザインのデータ化について (4) スポンサー賞の活用 双眼鏡、ドローンの発注 運用方法について ・第5回特別部会 (12/9) 出席者 17名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実績報告

	担当部会	事業内容
8	事業見直し専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回委員会 (6/17) サロン形式での意見交換 出席者 16名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 現状事業の見直しや代議員人員の削減について ・ 第2回委員会 (10/12) サロン形式での意見交換 出席者 13名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 部会別の部員数について (2) 事業見直しの対象事業について ・ 第3回委員会 (11/18) サロン形式での意見交換 出席者 14名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 部会別の部員数について (2) 事業見直しの対象事業について ・ 第4回委員会 (12/16) サロン形式での意見交換 出席者 14名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度事業計画(案)について ・ 第5回委員会 (1/20) サロン形式での意見交換 出席者 13名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 部会別の事業見直し事業説明(内容と予算) (2) 事業見直しの課題について (3) 他費の特別予算について
9	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回 (5/27) 出席者 23名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 総会書面議決結果報告 (2) 役員会定例開催について (3) 部会別事業運営について (4) 事業見直し専門委員会について (5) 各部会からの報告 ・ 第2回 (7/1) 出席者 24名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業見直し専門委員会について (2) 令和3年度元気応援事業について (3) 各部からの報告 ・ 第3回 (8/5) 出席者 22名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 各部からの報告 ・ 第4回 (10/7) 出席者 22名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 各部からの報告 (2) その他 <ul style="list-style-type: none"> ① 令和4年度地域の元気応援事業応募について ② 事業見直し専門委員会について ③ 令和4年度コミュニティ助成事業申請について ・ 第5回 (11/4) 出席者 25名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 各部からの報告 (2) その他 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域づくりの拠点施設としてのコミュニティセンターについて

	担当部会	事業内容
9	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ② 事業見直し専門委員会について ③ 令和3年度松阪市住民自治協議会連合会地域振興費について ④ 令和4年度地域の元気応援事業テーマについて ・第6回(12/2) 出席者23名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 専門委員会の報告 (2) 各部からの報告 (3) その他 <ul style="list-style-type: none"> ① 令和4年度地域の元気応援事業計画書の説明 ・第7回(1/13) 出席者24名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 各部からの報告 (2) あざか住民自治協議会規約一部改正について (3) その他 <ul style="list-style-type: none"> ① 令和4年度地域の元気応援事業一次審査結果と二次審査(公開プレゼンテーション)について ・第8回(2/3) 出席者22名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 各部からの報告 (2) 令和4年度事業計画(案)について (3) 令和4年度元気応援事業プレゼン資料の確認 ・第9回(3/10) 出席者21名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度元気応援事業の二次審査結果報告 (2) 令和4年度総会日程について (3) 白米城アンケート結果報告 ・第10回(3/31) 出席者18名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度総会議案書(案)について ・第11回(4/14) 出席者24名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度総会議案書の確認、書面議決について
10	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回住民自治協議会事務局員研修(7/9) 出席者1名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和3年度住民自治協議会活動交付金の変更申請等について ・第3回住民自治協議会事務局員研修(12/17) 出席者1名 <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人情報保護制度について (2) 住自協、自治会からのゴミの持ち込みについて (3) 令和4年度の活動交付金事務について (4) 第2回変更申請について ・令和4年度元気応援事業公開プレゼンテーション(2/19) 嬉野ふるさと会館 12:30~16:10 出席者3名 発表テーマ:『あざか地域資源の魅力発信』

第2号議案

令和3年度 収 支 決 算 書

協議会名 あざか住民自治協議会

(単位:円)

収 入

科 目	予算額	決算額	増減	収入内容 (名称・相手方・金額詳細など)	
住民自治協議会活動交付金	1,743,000	1,743,000	0	松阪市より ※地域敬老事業推進特別交付金 (313,000円) を含む	
地域の元気応援事業交付金	400,000	400,000	0	松阪市より ※200,000円+スポンサー賞200,000円(㈱三十三銀行)	
他費	会費	1,016,000	1,014,000	2,000	世帯数×2,000円 (前期508世帯、後期506世帯)
	寄付金	30,000	0	30,000	寄付金
	雑収入	410,994	375,180	35,814	社会福祉協議会助成金、いきがい学級参加費、レシートキャンペーン、利息ほか
	繰越金	492,006	492,006	0	令和2年度繰越金
小計	1,949,000	1,881,186	67,814		
収入合計	4,092,000	4,024,186	67,814		

支 出

(大分類) 部会名等	予算額	決算額	増減	財源内訳			事業番号	(小分類) 事業名
				住民自治協議会 活動交付金	地域の元気応援 事業交付金	他費		
自治会部会	10,000	0	10,000	0	0	0	1 連絡調整会議	
(計)	10,000	0	10,000	0	0	0		
生活環境部会	10,000	0	10,000	0	0	0	2 こども支援	
	10,000	0	10,000	0	0	0	3 高齢者支援	
	10,000	0	10,000	0	0	0	4 空き家対策	
	170,000	255,600	▲ 85,600	199,600	0	56,000	5 防犯灯・掲示板の新設、修繕	
	50,000	52,520	▲ 2,520	52,520	0	0	6 花いっぱい活動	
	(計)	250,000	308,120	▲ 58,120	252,120	0	56,000	
防災防犯部会	80,000	0	80,000	0	0	0	7 防災活動	
	10,000	0	10,000	0	0	0	8 地域安全安心活動	
	10,000	0	10,000	0	0	0	9 防犯研修	
	80,000	82,357	▲ 2,357	31,000	0	51,357	10 交通安全活動	
(計)	180,000	82,357	97,643	31,000	0	51,357		
公民館部会	320,000	0	320,000	0	0	0	11 いきがい学級・各種講座	
	20,000	0	20,000	0	0	0	12 地域歴史文化継承事業	
	400,000	202,482	197,518	0	0	202,482	13 夏祭	
	30,000	11,550	18,450	11,550	0	0	14 文化祭	
	20,000	0	20,000	0	0	0	15 文化講演会	
	(小計)	790,000	214,032	575,968	11,550	0	202,482	
	140,000	98,461	41,539	3,421	0	95,040	16 スポーツ大会	
120,000	108,600	11,400	88,600	0	20,000	17 施設使用料		
(小計)	260,000	207,061	52,939	92,021	0	115,040		
(計)	1,050,000	421,093	628,907	103,571	0	317,522		
福祉部会	560,000	556,392	3,608	315,292	0	241,100	18 敬老会 (高)	
	10,000	0	10,000	0	0	0	19 祖父母の集い	
	25,000	0	25,000	0	0	0	20 収穫祭	
	15,000	0	15,000	0	0	0	21 ふれあいクッキング	
	120,000	119,760	240	74,000	0	45,760	22 食事(配食)サービス	
	18,000	6,000	12,000	6,000	0	0	23 宅老会	
	30,000	34,075	▲ 4,075	11,000	0	23,075	24 野菜づくり体験	
	(計)	778,000	716,227	61,773	406,292	0	309,935	
広報部会	69,000	88,550	▲ 19,550	58,550	0	30,000	25 広報誌発行	
	5,000	0	5,000	0	0	0	26 広報委員会	
	10,000	0	10,000	0	0	0	27 広報研修	
	10,000	0	10,000	0	0	0	28 広報視察	
(計)	94,000	88,550	5,450	58,550	0	30,000		
事務費	146,000	138,731	7,269	138,731	0	0	29 保険料	
	30,000	29,530	470	29,530	0	0	30 会議費(サロン含む)	
	100,000	122,783	▲ 22,783	99,706	0	23,077	31 事務用品、消耗品、スタッフ謝礼等	
	960,000	917,900	42,100	623,500	0	294,400	32 諸手当(事務人件費、会議手当等)	
(計)	1,236,000	1,208,944	27,056	891,467	0	317,477		
地域の元気応援事業	411,800	410,406	1,394	0	400,000	10,406	33 白米城の魅力アップ作戦	
(計)	411,800	410,406	1,394	0	400,000	10,406		
予備費	82,200	0	82,200	0	0	0		
支出合計	4,092,000	3,235,697	856,303	1,743,000	400,000	1,092,697		

※予算に重要な変更が生じたときは、役員会の承認を以て執行することができる


■次年度繰越金(決算額収入合計-決算額支出合計) **788,489 円**

監査結果報告書

令和3年度「あざか住民自治協議会」収支決算について
監査を実施したところ、関係緒帳簿及び証拠書類とも正確であり
適正に執行されていたことを認めます。

令和 4年 4月 8日

監 事 栢 一 史 

監 事 向 井 政 信 

第3号議案

あざか住民自治協議会規約改正

あざか住民自治協議会規約 第3章 第13条 第2項を下記のとおり改正する。

改正点：2 代議員の定数は80名以内とし、代議員の選出については、『別表-2』に定める。

「改正前」

第3章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は110名以内とし、代議員の選出については、別に定める。

「改正後」

第3章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は80名以内とし、代議員の選出については、『別表-2』に定める。

『別表-2』

代議員の構成人数の内容

代議員の定数は80名以内とし、基本的な選出については下記のように定める。

但し、社会や地域の状況変化に柔軟に対応するものとする。

①地域から選出の代議員は 42名とする

地域	男	女	合計
小野町	2	2	4
大阿坂町	5	5	10
小阿坂町	10	10	20
美濃田町	4	4	8
計	21	21	42

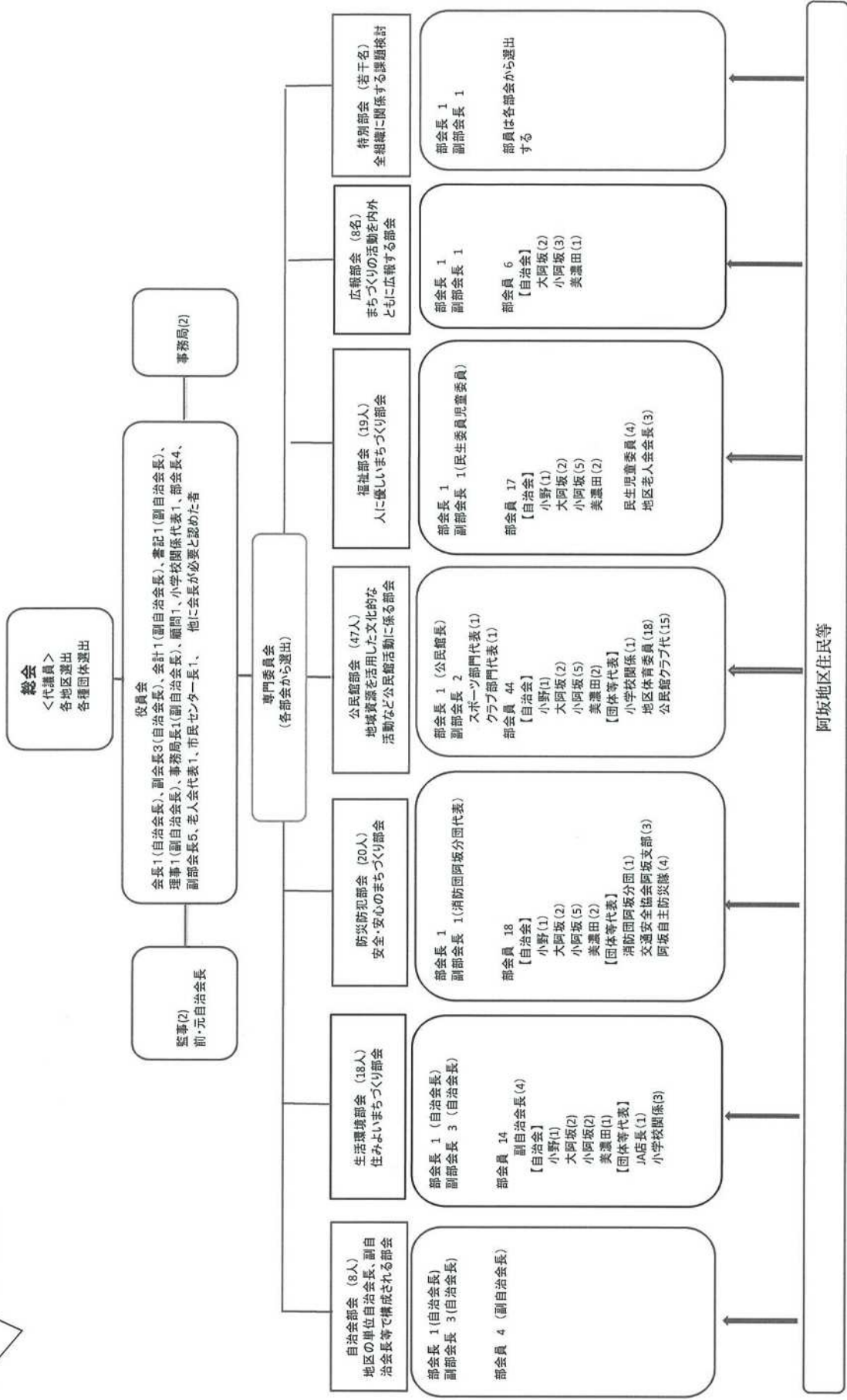
※人数は各自治会の世帯数により定める (概ね 1人/30世帯)

②各種団体、企業から選出の代議員は 31名とする

(阿坂幼・小学校、阿坂小PTA、JA阿坂店、消防団阿坂分団、交通安全協会阿坂支部、阿坂自主防災隊、公民館クラブ、地区体育委員、民生委員児童委員、地区老人会等の代表)

第4号議案

あざか住民自治協議会組織図.....



第5号議案

令和4年度 あざか住民自治協議会役員

役 職 名	氏 名	氏 名
会 長 (兼) 自治会部会 部会長 (兼) 生活環境部会 副部会長	阿坂地区自治連合会長 (小阿坂町自治会長)	松 本 秋 夫
副 会 長 (兼) 生活環境部会 部会長 (兼) 自治会部会 副部会長	美濃田町自治会長	田 中 正 宏
副 会 長 (兼) 自治会部会 副部会長 (兼) 生活環境部会 副部会長	大阿坂町自治会長	乾 正 喜
副 会 長 (兼) 自治会部会 副部会長 (兼) 生活環境部会 副部会長	小野町自治会長	山 本 清 巳
会 計 (兼) 自治会部会 部会員 (兼) 生活環境部会 部会員	小野町副自治会長	谷 裕 次
書 記 (兼) 自治会部会 部会員 (兼) 生活環境部会 部会員	美濃田町副自治会長	林 宏
理 事 (兼) 自治会部会 部会員 (兼) 生活環境部会 部会員	小阿坂町副自治会長	中 川 一 幸
事 務 局 長 (兼) 自治会部会 部会員 (兼) 生活環境部会 部会員	大阿坂町副自治会長	房 登 司
顧 問	市議会議員	坂 口 秀 夫
生活環境部会 部 会 員	阿坂幼・小学校長	伊 達 隆
	阿坂幼小 PTA 会長	阪 口 純 一
	阿坂幼小 PTA 前会長	前 川 和 久

役 職 名	氏	名
防災防犯部会 部 会 長	防災防犯部会 部会長	谷 口 保 司
	副部会長	消防団阿坂副分団長 森 山 浩 明
公民館部会 部 会 長	公民館長	平 城 重 喜
	副部会長	公民館クラブ部門代表 山 路 隆 宣
	副部会長	公民館スポーツ部門代表 前 川 泰 二
福祉部会 部 会 長	元民生委員児童委員	田 中 誠
	副部会長	民生委員児童委員 沼 田 芳 久
	部 会 員	老人会代表 西 川 俊 一
広報部会 部 会 長	広報部会 部会長	道 明 陽 一
	副部会長	広報部会 副部会長 山 中 祐 治
監 事	前自治会長	森 川 宣 男
監 事	前自治会長	池 山 雅 章

地域選出代議員名簿

--

地域選出代議員名簿

--

企業・各種団体選出代議員名簿

--

第6号議案

令和4年度 あざか住民自治協議会事業計画

自治会部会

実施予定時期	事業名
通年	行政・連合住民自治協議会からの連絡及び調整業務
4月	単位自治会・住民自治協議会行事スケジュール表作成
6月	地区要望調整
1月～2月	人選に伴う推薦依頼業務
随時	単位自治会の問題点の共有
随時	地域の状況不具合箇所調査
随時	リーダーを育成する研修会・勉強会
随時	その他共助関係

生活環境部会

実施予定時期	事業名
通年	空き家対策
通年	幼稚園存続問題、高齢者支援
7月～12月	地場産業の振興検討
随時	防犯灯の新設・修繕、環境保全看板の更新・修繕
随時	花いっぱい活動（芝桜の管理と植えつけ等）
随時	環境エコ対策の推進

防災防犯部会

実施予定時期	事業名
10月30日	あざかフェスティバル（防災運動会）
6月～2月	地域住民のための安全安心活動の検討
10月	防犯研修会
10月	交通安全教室
12月3日	交通安全パレード
1回/毎月	交通安全の日の街頭指導
1回/毎月	交通パトロール

公民館部会

実施予定時期	事業名
10月30日	あざかフェスティバル（模擬店の開催等）
9月25日	グラウンドゴルフ大会
11月19日	文化祭
11月23日	健康ウォーキング
12月18日	CCリング&シャフルボード大会

福祉部会

実施予定時期	事業名
5月～12月	食育事業（撒種、間引き・除草、収穫、販売）
10月15日	敬老会
10月30日	あざかフェスティバル（地場製品の販売）
1月21日	収穫祭
2月18日	食事サービス
随時	宅老会

広報部会

実施予定時期	事業名
9月	広報紙「あざか」第35号発行
1月	広報紙「あざか」第36号発行
4月	広報紙「あざか」第37号発行
随時	各部会との連携の強化、地域セミナー等の参加、 松阪市内住民自治協議会広報誌の把握

令和4年度元気応援事業

実施予定時期	事業名
通年	『あざか地域資源の魅力発信』

事業見直し専門委員会

実施予定時期	事業名
通年	事業・5ヶ年地域計画の見直し

第7号議案

令和4年度 収 支 予 算

協議会名 あざか住民自治協議会

収 入

(単位：円)

科 目	予算額	収入内容 (名称・相手方・金額詳細など)
交付金	住民自治協議会活動交付金	1,831,000 松阪市より
	地域の元気応援事業交付金	400,000 松阪市より ※200,000円+スポンサー賞200,000円(株)三十三銀行
	(小計)	2,231,000
他費	会費	1,002,000 501世帯×2,000円
	寄付金	1,000 寄付金
	雑収入	354,511 社会福祉協議会助成金、レシートキャンペーン、利息ほか
	繰越金	788,489 令和3年度繰越金
	(小計)	2,146,000
収入合計	4,377,000	

支 出

(大分類) 部会名等	予算額	財源内訳		事業 番号	(小分類) 事 業 名
		交付金	他費		
自治会部会	5,000	0	5,000	1	連絡調整会議
(小計)	5,000	0	5,000		
生活環境部会	10,000	0	10,000	2	子ども・高齢者支援
	10,000	0	10,000	3	空き家対策
	250,000	200,000	50,000	4	防犯灯新設・修繕、環境保全看板更新
	50,000	50,000	0	5	花いっぱい活動
(小計)	320,000	250,000	70,000		
防災防犯部会	80,000	20,000	60,000	6	防災活動
	10,000	5,000	5,000	7	地域安全安心活動
	20,000	10,000	10,000	8	防犯研修
	50,000	40,000	10,000	9	交通安全活動
(小計)	160,000	75,000	85,000		
公民館部会	200,000	0	200,000	10	あざかフェスティバル
	180,000	45,000	135,000	11	公民館活動応援事業
	20,000	14,000	6,000	12	文化祭
	160,000	50,000	110,000	13	スポーツ大会
(小計)	560,000	109,000	451,000		
福祉部会	560,000	336,000	224,000	14	敬老会 (高)
	25,000	0	25,000	15	収穫祭
	120,000	60,000	60,000	16	食事(配食)サービス
	15,000	9,000	6,000	17	宅老会
	33,000	10,000	23,000	18	野菜づくり体験
(小計)	753,000	415,000	338,000		
広報部会	80,000	50,000	30,000	19	広報紙発行
	5,000	0	5,000	20	広報委員会
	10,000	0	10,000	21	広報研修
(小計)	95,000	50,000	45,000		
事務局	132,000	132,000	0	22	保険料
	30,000	30,000	0	23	会議費(サロン含む)
	120,000	70,000	50,000	24	事務用品、消耗品、スタッフ謝礼等
	1,030,000	700,000	330,000	25	諸手当(事務人件費、会議手当等)
(小計)	1,312,000	932,000	380,000		
各部会事業費等(計)	3,205,000	1,831,000	1,374,000		
地域の元気応援事業	540,000	400,000	140,000	26	あざか地域資源の魅力発信
阿坂構造改善センター負担金	500,000	0	500,000		阿坂構造改善センター改修(塗装工事等)
予備費	132,000	0	132,000		
支出合計	4,377,000	2,231,000	2,146,000		

※予算に重要な変更が生じたときは、役員会の承認を以て執行することができる

■事業見直しによる「新規」「統合」「本年度中止」事業について

【新規】

- ・あざかフェスティバル

【統合】

<生活環境部会>

- ・こども支援、高齢者支援 → こども・高齢者支援

<公民館部会>

- ・いきがい学級・各種講座、施設使用料 → 公民館活動応援事業

【本年度中止】

<公民館部会>

- ・夏祭
- ・地域歴史文化継承事業

<福祉部会>

- ・祖父母の集い
- ・ふれあいクッキング

<広報部会>

- ・広報視察

あざか住民自治協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、あざか住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自立的にまちづくりを行い、持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、大阿坂町、小阿坂町、小野町、美濃田町の範囲（以下「阿坂地区」という。）とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市小阿坂町3315番地 阿坂地区市民センターに置く。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の業務と事業を行う。

- (1) 住民自治協議会連合会と協議会で必要となる自治会関連に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (5) 住環境整備に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 産業振興等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (10) 地区の団体育成に関する事業
- (11) 協議会の地域計画策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

(構成員)

第6条 協議会の構成員は、阿坂地区に居住する住民及び阿坂地区で活動する各種団体等とする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会及び部会等をもって構成する。

- 2 協議会に事務局を置く。
- 3 協議会に監査を置く。

第2章 役員

(役員の種類)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 理事 2名以内
- (6) 監事 2名
- (7) 事務局長 1名

2 協議会に顧問を置くことができる。

(役員を選出と決定)

第9条 協議会の役員は、役員会からの推薦者をもって充て、総会に諮り決定する。

(役員職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、協議会の会務を記録する。
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5) 理事は、協議会の運営に携わる。
- (6) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。
- (7) 事務局長は事務業務を統括して企画運営する。

(役員任期)

第11条 協議会の役員任期は、1年以上とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、活動の継続性を保つため再任を妨げず、複数年度にわたり任期を果たすことを推奨する。その期間が4年を超える場合は、自治会部会の承諾を得るものとする。

第3章 総会

(総会の種類)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は80名以内とし、代議員の選出については、『別表-2』に定める。

(総会の開催)

第14条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 代議員の2分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 構成員の3分の2以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第19条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
- (2) 規約の改廃の決定に関すること。
- (3) 地域計画の策定に関すること。
- (4) 役員決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第20条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

(総会の書面決議)

第21条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認める時は、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は監事を除く役員及び部会長、副部会長、会長が必要と認めた者、事務局長をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第23条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第24条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 専門委員会は、役員会です承の上、各部会からの選出者で専門委員会を置くことができる。

第5章 部会

(部会の構成)

第25条 協議会に、次の部会を置く。また、部会は阿坂地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された者で構成する。

- (1) 自治会部会・・・地区の単位自治会長等で構成される部会
- (2) 生活環境部会・・・住みよいまちづくり部会
- (3) 防災防犯部会・・・安全・安心のまちづくり部会
- (4) 公民館部会・・・地域資源を活用した文化的な活動など公民館活動に係る部会
- (5) 福祉部会・・・人に優しいまちづくり部会
- (6) 広報部会・・・まちづくりの活動を内外ともに広報する部会

2 各部会の構成する者の中から各部会の長を選出する。

(部会の役割)

第26条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) 自治会部会は、基本協定書に関すること
- (4) その他部会運営等に関すること

3 部会の進行は、副部会長が司会を行い、部会長が議事進行を行う。議事録の作成者を部会長が指名できる。

4 部会の会議録は、当該部会で作成し、本会の書記を通して会長に届ける。

第6章 会計及び監査

(経費)

第27条 協議会の経費は、会費、市交付金、寄附金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第28条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第29条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第30条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第7章 情報公開

(情報公開)

第31条 本会の運営及び活動については、情報誌等を通じて、会員に情報提供をおこなうものとする。

2 本件に関わる情報を公開し、会員の意見を求めるとともに活動への参画を促進する。

3 予算及び決算書を公表する。

第8章 事務局

(事務局体制)

第32条 本会の円滑な事務処理を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び事務局員を置く。

3 事務局長は、理事と兼任することができる。

4 事務局員は会員の中から公募し、役員会で選考し会長が任命する。

(事務局の執務)

第33条 事務局は、本件の運営に関して、会長の指示に基づき円滑な運営に努める。

2 事務局員の執務は、次の各号に定める。

(1) 本会の運営に関すること。

(2) 市との連絡調整に関すること。

(3) 団体との連絡調整に関すること。

(4) その他会長が必要と認める重要なこと。

第9章 補足

(役員報酬)

第34条 役員報酬は、『別表-1』のとおりとする。

(旅費)

第35条 支払対象と支払額は次のとおりとする。

(1) 協議会の会長が認めた研修会、対外会議等で活動に係る旅費は、私有自動車を使用した場合、阿坂地区市民センターより片道10キロ以遠の地域を対象とし、1キロ当たり30円を支払う。また公共機関による場合は、距離数に関係なく実費を支払う。

(2) 多人数での、また遠隔地への旅費等については、その都度役員会の協議を経て、会長が決定する。

第10章 その他

(委任)

第36条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年5月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(権利等の継承)

2 阿坂まちづくり協議会に係る一切の権利、財産等は、あざか住民自治協議会が継承するものとする。

(阿坂まちづくり協議会規約の廃止)

3 阿坂まちづくり協議会規約は、廃止する。

(一部改正)

1 第13条の2項の一部改正

令和 4年 3月 31日 専決

この規約改正は、令和 4年 5月 14日から施行する

『別表-1』

役員報酬

会 長	10,000円
副会長	5,000円
部会長、副部会長	5,000円
事務局長	25,000円
他の役員	5,000円

但し、役員会に一度も出席されない場合は、役員報酬は支払わない。

会議手当

役員報酬を受けていない一般部会員は、上限を2,000円として会議1回につき200円の会議手当を支給する。

*会議費は無いことから、部会の会議等でガソリン代も掛る、その為、部会員に会議手当を支払う。

『別表-2』

代議員の構成人数の内容

代議員の定数は80名以内とし、基本的な選出については下記のように定める。
但し、社会や地域の状況変化に柔軟に対応するものとする。

①地域から選出の代議員は 42名とする

地 域	男	女	合 計
小野 町	2	2	4
大阿坂町	5	5	10
小阿坂町	10	10	20
美濃田町	4	4	8
計	21	21	42

※人数は各自治会の世帯数により定める (概ね 1人/30世帯)

②各種団体、企業から選出の代議員は 31名とする

(阿坂幼・小学校、阿坂小PTA、JA阿坂店、消防団阿坂分団、交通安全協会阿坂支部、阿坂自主防災隊、公民館クラブ、地区体育委員、民生委員児童委員、地区老人会 等の代表)